

一般競争入札による「自動販売機設置事業者」募集要領

鹿嶋市スポーツ・文化施設管理運営共同事業体（以下「JV」という。）では、次のとおりJV指定管理施設に自動販売機を設置する事業者を募集します。

貸付料率の一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 入札に付する事項等

- (1) 募集物件及び募集要件は別紙1を参照して下さい。
- (2) 設置場所等は、別紙2の関係書類「自販機設置予定箇所図」を参照してください。
- (3) 商品補充等の日常管理に支障がないか、応募前に必ず現地を確認してください。また箇所図と現地に違いがある場合は、現地に合わせていただきます。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は鹿嶋市内に住所を、法人の場合は鹿嶋市内に本社、本店又は支店・営業所を有し、市税の未納がないこと。
- (3) 自動販売機（以下「自販機」という。）の設置業務について、3年以上の実績を有し商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、許認可の免許を有していること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とします。（設置及び撤去に要する期間を含みます。）

(3) 貸付料等

①基本設置料

物件ごとに、JVが設定する基本設置料（別紙1参照）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし指定期日までにJVが指定する銀行口座に振り込みしていただきます。（振込手数料は設置事業者負担とします。）

②電気料

電気料は、設置事業者が設置する自動販売機の年間消費電力量に基づき、JVが発行する請求書により、指定期日までにJVが指定する銀行口座に振込みしていただきます。（振込手数料は設置事業者負担とします。）

③貸付料

自動販売機の売上額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし指定期日までにJ Vが指定する銀行口座に振り込みしていただきます。（振込手数料は設置事業者負担とします。）

④売上報告書の提出等

設置事業者は、売上報告を毎月取りまとめ、翌月の15日までに売上報告書をJ Vに提出することとします。

⑤その他必要経費

自動販売機の設置、撤去及び維持管理に必要な経費は、設置事業者の負担とします。

⑥延滞金

指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、延滞金を加算して支払わなければなりません。

（4）貸付上の制限等

次の事項を遵守して下さい。

- ①貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②自動販売機に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売価格は、メーカー希望小売価格（定価）以下とすること。
- ④酒類及びその他類似品を販売しないこと。

（5）設置する自動販売機

- ①本体規格については、設置許容面積以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ②設置にあたっては、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ③省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材仕様、ピークカット等）の機種とすること。
- ④フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑤物件番号ごとに指定のある場合は、災害対策型とすること。なお、紙パック式自動販売機については落札後、災害時の対策をJ Vと別途協議すること。

（6）維持管理責任

次の事項を遵守して下さい。

- ①自動販売機の維持管理は設置事業者が責任を持って行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②原則として自動販売機1台に対して1個の割合でJ Vの指示に従い速やかに指定の位置に販売する飲料水等の容器に応じた空き容器分別回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルをすること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- ④自販機の故障による問合せ、苦情等については設置事業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。

（7）現状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をすること。

4 入札参加申込方法等

（1）受付期間

平成30年2月15日（木）から2月22日（木）まで（ただし、月曜日は除く。）
午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

(2) 受付場所

鹿嶋市大字宮中 3 2 5 番地 1

公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団 鹿嶋勤労文化会館 1 F 事務室

(3) 申込方法

受付場所に直接書類を持参してください。

書類を確認の上、入札参加申込書の写しを交付します。

※郵送等による受付は行いません。

(4) 申込みに必要な書類

No	必要な書類	法人	個人
①	入札参加申込書（様式 1）	○	○
②	誓約書（様式 2）	○	○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	身分証明書（市役所総合窓口発行）		○
⑤	住民票		○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	市税に未納がないことの証明書	○	○
⑧	委任状（法人格がない支店等が本店等から委任を受けて入札に参加する場合）	○	
⑨	設置する自販機及び回収ボックスのカタログ	○	○

※③・④・⑤・⑥・⑦については、発行後 3 箇月以内のものに限る。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札の日時

①日時 平成 3 0 年 3 月 8 日(木) 午前 1 0 時

②場所 鹿嶋勤労文化会館 1 F 研修室 1

(2) 入札当日に必要な物

必要な書類がない場合又は書類に不備があった場合、入札に参加することができなくなりますので十分確認のうえ、不備等のないようお願いします。

入札に必要な書類等	説明
入札参加申込書兼受付書（様式 1）のコピー	事前に参加申込したときの受付書のコピー
委任状	代理人が入札に参加した場合に必要
入札書（様式 3）	入札番号ごとに作成し、封筒に封入れすること。
入札書を入れる封筒	形状は定形封筒とする。

①入札は代理人に行わせることができますが、この場合委任状が必要となります。

②委任状は本人（委任者）の実印及び代理人（受任者）の押印が必要となります。

③委任状がない代理人による入札はできませんのでご注意ください。

(3) 入札及び開札の方法等

①入札開始時刻の 1 5 分前から入室し、入札参加者名簿に署名・押印し入札参加申込（受付印を押したコピー）を提出していただきます。

②入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので御注意ください。

③入札（開札）会場への入室は、各社（者）1 名とさせていただきます。

④入札参加者は入札執行に関し、J V の担当職員の指示に従わなければなりません。

⑤所定の入札書（様式 3）に、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ必ず印鑑証明書に登録された印鑑（代理人の場合は委任状に押印されている代理人の印鑑）を押印してください。

- ⑥入札書（様式3）には、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。（消費税相当額は含みません。）
- ⑦入札は、入札番号毎に入札し直ちに入札参加者立会いのもと開札を行い、落札者が決定した後、次の物件に進むものとし入札番号①から順に行います。
- ⑧入札は、入札書を封かんし、提出していただきます。（入札封筒の記載例参照）
- ⑨提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することができません。
- ⑩入札回数は1回とし、再度入札は行いません。

（4）入札保証金

免除します。

（5）落札者の決定

- ①入札物件ごとに設定されている貸付料率最低水準以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。
- ②落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにJV職員立会いのもと「抽選」によって落札者を決定します。
- ③予定貸付料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により直ちに再度の入札を行います。
- ④複数物件のある入札は、最高落札者の順に希望物件を指定できることとします。
- ⑤落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

（6）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者が入札
- ②同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した入札
- ③入札者の記名・押印のない入札
- ④貸付料率の記載が不明確な入札（貸付料率の訂正は認められません。）
- ⑤その他入札に関する条件に違反した入札

6 契約の締結

- （1）落札者は、平成30年3月16日（金）までに契約の締結をしていただきます。
なお、契約に際しての契約保証金は免除とします。
- （2）正当な理由がなく指定期日までに契約を締結しない場合は、契約を締結しないものとみなします。
- （3）（2）により設置業者の決定を取り消された者は、次回からの入札参加資格がないものとします。

7 その他

- （1）提出された申込書等は返却しません。
- （2）本要領の記載のない事項については、落札後に協議することとします。
- （3）オリンピック及びパラリンピック開催などで設置自動販売機の販売制限をさせていただく場合があります。（その場合、休業補償はいたしません。）

- 8 問合せ先 鹿嶋市スポーツ・文化施設管理運営共同事業体
公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団（代表）
電話0299-84-0777（鹿嶋勤労文化会館）